

8 生活環境の保全

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
(1) 生活環境保全に関する意識の向上				
8-1-1 水・大気環境に関する普及啓発				
1	<p>県民に対する生活排水の適正処理や低公害車の普及など環境に配慮した取組、及び事業者に対する環境負荷低減の取組の周知啓発を進めるとともに、大気環境や水環境等の監視結果などを公表し、環境保全への自主的かつ積極的な取組を促進します。また、事業者等を対象としたセミナーや事例発表会を開催すること等により、工場・事業場による排出削減や化学物質のリスクコミュニケーションの取組の普及啓発、促進を図ります。</p>	<p>令和3年度の環境等測定調査結果の公表を実施する。</p> <p>事業者等を対象にして、リスクコミュニケーションに関する研修会や事例発表会・交流会を開催する。</p> <p>企業訪問やアンケート調査の実施により、現在の状況を把握し、データの蓄積と情報網の再構築を図る。</p> <p>事業者を対象としたフロン排出抑制法に関する説明会を開催する。</p>	生活環境部	水・大気環境課
8-1-2 廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発				
2	<p>排出抑制、再使用、再生利用による廃棄物の減量の更なる推進に向けて、市町村と連携しながら、県民・事業者の自主的な取組の推進につながるよう普及啓発に取り組みます。また、産業廃棄物の適正処理推進のため、県民や排出事業者等に対して、正しい知識の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>ごみ減量化推進プロジェクト、食品ロス削減推進事業を推進し、ごみの発生量の削減に努めるとともに、ごみ減量アイデアコンテストの実施や環境アプリを活用した情報発信により、ごみの減量を訴えかけていく。</p> <p>また、排出事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物適正処理に係る研修会や講習会等を実施し、処理委託、処理方法等に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。</p>	生活環境部	一般廃棄物課 産業廃棄物課
8-1-3 地球温暖化対策等に向けた意識啓発				
3	<p>「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら、県民、事業者、行政等のあらゆる主体による省資源・省エネルギーや資源循環に向けた取組が積極的に展開されるよう、意識醸成に向けた普及啓発に取り組みます。</p>	<p>「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、部門別の目標や必要となる取組を示したロードマップを5月に策定した。</p> <p>また、県民、事業者、市町村等あらゆる主体と一体となった地球温暖化対策を推進するため、「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を6月に開催し、具体的な取組について協議した。</p> <p>全県的な一層の機運醸成を図るため、一般県民を対象として、再エネや省エネを始めとしたカーボンニュートラルに関するイベント「REIFふくしま2022×ふくしまゼロカーボンDAY!2022」を10月13日から15日にかけて開催するほか、年内には、家庭での省エネの取組や効果を示したパンフレットの配布や、企業向け研修会を実施する予定である。</p>	生活環境部	環境共生課
8-1-4 環境教育の充実と指導者の育成				
4	<p>県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザーを講師として派遣するほか、小学生に向けた環境副読本を作成し配布する等、環境教育・学習の推進に取り組みます。</p>	<p>【環境アドバイザー派遣事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に、環境アドバイザーとして委嘱している環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者等を派遣する。 <p>【環境教育副読本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に関する副読本を県内の小学5年生に配布し、授業での活用等を通して、子どもたちの環境問題に関する理解の促進を図る。 	生活環境部	環境共生課 生活環境総務課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
(2) 環境保全対策(監視、調査を含む)				
8-2-1 工場・事業場に対する監視の強化				
5	<p>工場や事業場に対する立入検査を継続して行い、水質、大気発生源からの汚染物質等の排出基準等の遵守の徹底を図ります。また、環境モニタリング調査を行い、環境中における汚染物質の状況を把握、監視します。排出基準や環境基準の超過が見られた場合は、環境への負荷を極力抑えるために詳細調査などによる原因究明や事業者への改善対策の指導等、迅速かつ的確な措置を講じます。</p> <p>また、アスベスト等に関して、各種広報媒体の活用や関係団体との連携により、解体業者や施設管理者等に対して適正処理の周知に取り組むとともに、建築物解体現場等への立入検査を強化し、適正処理を推進します。</p>	<p>大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場、事業場に対する指導を行う。</p> <p>公共用水域及び地下水の監視を行う。</p> <p>ダイオキシン類その他化学物質に係る環境モニタリング調査を行う。</p> <p>アスベストについて、建築物等の解体等工事現場の立入検査を行うほか、解体等工事現場の周辺環境濃度調査及び一般環境大気中のアスベストモニタリング調査を行う。</p>	生活環境部	水・大気環境課
8-2-2 産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施				
6	<p>事業者や処理業者の立入検査等を実施し、産業廃棄物の処理や施設の維持管理が適に行われるよう監視・指導を行います。また、産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や休日・夜間の警備会社への監視委託等の対策を実施し、不適正処理事案に対しては、事実関係の把握や原状回復の指導等を行います。</p>	<p>適正処理を徹底させるため、排出事業者や処理業者に対し、立入検査等による監視指導を行う。</p> <p>不法投棄の未然防止や早期発見のため、各市町村の区域毎に不法投棄監視員を配置するとともに、警備会社による夜間・休日の監視、地域住民による監視体制づくりの支援等を行う。</p>	生活環境部	産業廃棄物課
8-2-3 県民総ぐるみの地球温暖化対策				
7	<p>「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となって、省資源・省エネルギーや資源循環に向けた取組を進めます。</p> <p>また、県有建築物の再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策等の推進に取り組めます。</p>	<p>「ふくしまゼロカーボン宣言」事業やみんなでエコチャレンジ事業等の実施により、事業所・団体や家庭における自主的な省資源・省エネルギー活動を促進するとともに、ZEHや電気自動車等の普及拡大に向けた支援を実施する。</p> <p>また、県も一事業者として、省エネ対策や再エネ導入等を推進し、あらゆる主体と一体となってカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進める。</p>	生活環境部	環境共生課
(3) 生活環境保全のための体制の整備				
8-3-1 事故発生時の対応				
8	<p>水・大気環境の汚染に係る事故発生時には、事業者に対して、有害物質の流出防止措置を講ずるよう指導するとともに、関係機関と連携し、迅速かつ適確に環境汚染防止措置を講じ、有害物質の流出による環境汚染を抑制、防止します。また、光化学オキシダント、硫黄酸化物等の大気汚染物質の濃度が上昇し、注意報等を発令した場合は、関係機関と連携し、速やかに県民へ情報提供するとともに、工場・事業場への燃料使用量削減等の協力要請を行い、健康被害の発生を未然に防止します。</p>	<p>水質、大気・化学物質関係の事故発生時には、事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導する。</p> <p>大気汚染常時監視システムにより、光化学オキシダント、硫黄酸化物等の大気汚染物質による大気の汚染状況を常時監視する。</p> <p>注意報等発令に係る通報訓練を行う。</p>	生活環境部	水・大気環境課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
8-3-2 市町村の取組支援				
9	ごみ減量化やリサイクル促進のモデル事業の実施等を通じた市町村の取組支援や、市町村等による「廃棄物処理事業継続計画」の早期策定を促進します。	県内各方部において市町村の連絡会議を開催するとともに、ごみ減量の取組を希望する市町村と連携してモデル事業の実施に取り組む。	生活環境部	一般廃棄物課
8-3-3 不法投棄広域化への対応				
10	産廃スクラム（関東及びその近隣の都県市で構成する協議会）への参加等、広域連携を推進し、構成自治体と日頃から情報を共有するとともに、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を連携して実施するなど、産業廃棄物の広域移動に伴う不法投棄の未然防止や発生時の迅速な対応に努めます。	広域・悪質化する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため組織された北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37）などの広域連携組織を活用し、情報の共有とパトロールや路上指導等の共同事業を実施するなど、県境を越えて広域化している不法投棄に対応する。	生活環境部	産業廃棄物課
8-3-4 参加と連携・協働による環境保全活動の推進				
11	ふくしま環境活動支援ネットワーク等、環境教育のネットワーク体制や地球温暖化対策に県民総ぐるみで取り組む、地球にやさしい“ふくしま”県民会議の充実を図り、あらゆる主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。	「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、各機関から提供された環境に関する情報について、ネットワーク構成団体、関連機関等に情報発信を行う。 また、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、部門別の目標を達成するため、必要となる取組を着実に実施できるよう「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」の実行体制を強化し、あらゆる主体の参加と連携・協働による取組を加速する。	生活環境部	環境共生課
8-3-5 事業者等への支援				
12	環境保全活動を促進する取組のほか、産業育成に向けた再生可能エネルギー関連産業事業者等への融資、省エネルギー設備の更新等を行う事業者への補助を行う等、事業者等を支援します。	中小企業等が省エネ設備の整備、電気自動車等の導入など省エネルギー対策等に取り組む際に必要な資金の融資をあっせんするほか、導入に係る経費の一部を補助するなど、エネルギー転換による経営改善を促すとともに、地球温暖化対策に取り組む事業者を支援する。	生活環境部	環境共生課
		県中小企業制度資金のうち「ふくしま産業育成資金」に成長産業枠を設け、環境関連産業や再生可能エネルギー関連産業等の事業者の資金繰りを支援し、産業の育成を図っている。	商工労働部	経営金融課
(4) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復				
8-4-1 環境放射線モニタリングの実施				
13	県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣等）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。また、公表の方法を工夫するほか、県内だけでなく県外へも情報発信していきます。	原発事故により県内全域に放射性物質が拡散し、県内の放射線量が上昇したことから、県民の安全と安心を確保するため、県内全域の約3600箇所に設置されているモニタリングポスト等や、学校、公園、観光地など人が多く集まる場所など約2万箇所をサーベイメータにより空間線量率を測定するとともに、河川、湖沼、海域など公共用水域の水質、地下水、プール水、海底土等（約400箇所）に含まれる放射性物質を定期的に分析します。結果については、県ホームページに掲載するほか、報道機関に情報提供します。また、より分かりやすい情報提供を行うため、ホームページの改修を行います。	危機管理部	放射線監視室
		放射能の影響を受けた野生鳥獣について継続的なモニタリングを実施する。（年間402検体を確保予定）	生活環境部	自然保護課

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和4年度 取組(事業実施)	担当部局	担当課
8-4-2 除染等の着実な実施				
14	<p>県、国、市町村等の関係機関の連携の下、一体となって除染等を推進します。</p> <p>また、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組等を進めるとともに、引き続き、長期的目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下が堅持されるよう、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施することを国に求めています。</p>	<p>仮置場の原状回復等に向け市町村への支援を行うとともに、除染後のフォローアップ、搬出困難な現場保管土壌の解消に向けた取組等を進める。</p> <p>また、特定復興再生拠点区域外の除染について、その範囲や手法等が地元自治体の意向が十分反映されたものとなるよう国に求める。</p>	生活環境部	中間貯蔵・除染対策課
8-4-3 中間貯蔵施設の安全確保				
15	<p>中間貯蔵施設については、除去土壌等の輸送、施設整備及び施設運営が安全かつ確実に実施されるよう状況確認等を行うとともに、法律に定められた搬入開始後30年以内（令和27（2045）年3月まで）の県外最終処分が確実に実施されるよう国に求め、その取組状況を確認していきます。</p>	<p>中間貯蔵施設事業について、施設運営や輸送に関する安全・安心を確保するため状況確認等に取り組む。</p> <p>また、県外最終処分の確実な実施に向け、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示するよう、あらゆる機会を捉えて国に求める。</p>	生活環境部	中間貯蔵・除染対策課
8-4-4 放射線教育の推進				
16	<p>放射線教育を中核として、防災教育や道徳教育、人権教育、健康教育、キャリア教育、エネルギー教育等との関連を図った「ふくしま」ならではのカリキュラムの構築を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育課程に放射線教育を位置付け、計画的に実施する。 ・「放射線教育・防災教育実践事例」のホームページ上の公開を継続することで、各学校の放射線教育にいかすことができるようにする。 ・理数教育優秀教員活用事業において、各地区の理数教育優秀教員に向けた放射線教育、エネルギー教育等に関連した研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。 	教育庁	義務教育課